

るためである。

2. 県立大学にかかる行政コスト計算書（平成13年度）

秋田キャンパス、本荘キャンパス、短大及び木高研をセグメント単位とした県立大学の行政コスト計算書（平成13年度）は以下のとおりである。

行政コスト計算書

(単位：千円 表示単位未満切捨)

区分	秋田	本荘	短大	木高研	合計
I. 人にかかるコスト	1,082,974	1,143,949	676,492	198,840	3,102,257
(直接人件費)	1,076,594	1,137,570	668,627	195,934	3,078,727
人件費	987,047	1,109,713	669,501	192,394	2,958,656
退職給付引当金繰入額	89,547	27,857	-874	3,539	120,070
(間接人件費)	6,379	6,379	7,864	2,906	23,530
人件費	6,032	6,032	7,652	2,821	22,538
退職給付引当金繰入額	347	347	212	84	991
II. ものにかかるコスト	1,717,585	1,673,757	523,880	336,830	4,252,054
物件費	381,758	241,317	223,895	82,040	929,013
維持補修費	4,318	5,991	24,326	11,116	45,753
減価償却費	1,015,804	1,122,358	223,478	180,957	2,542,598
委託料	315,703	304,089	52,179	62,715	734,688
III. 移転的なコスト	154,796	211,559	7,756	700	374,811
IV. その他	282,626	313,995	47,817	122,879	767,319
公債費（利子分のみ）	244,486	268,701	47,817	122,879	683,885
その他	38,140	45,293	0	0	83,433
A. 行政コスト計	3,237,982	3,343,261	1,255,946	659,251	8,496,442
収入項目					
使用料・手数料等	274,452	524,536	199,576	11,896	1,010,462
うち、※1	222,839	457,531	102,263	0	782,635
国庫補助金等	3,000	0	12,600	16,800	32,400
B. 収入計	277,452	524,536	212,176	28,696	1,042,862
純行政コスト（A-B）	2,960,530	2,818,725	1,043,770	630,554	7,453,580

※1 授業料・検定料及び入学金

- (注1) 秋田キャンパス及び本荘キャンパスの公債費については、両キャンパス建設にかかる県債は一括して起債されており、キャンパスごとに分けて発行されているわけではない。よって、公債費は両キャンパスの建設費に基づいて按分した。
- (注2) 発生主義に特有の調整項目以外に、収入項目には職員公舎料収入が、また行政コストには職員公舎支払家賃を含んでいる。

3. 行政コスト計算書の分析

「2. 県立大学にかかる行政コスト計算書（平成13年度）」を基礎として、以下のような分析を行った。

（1）管理不能費用と管理可能費用の算出

行政コストを「管理可能費用」と「管理不能費用」に性格を区分した。管理可能費用とは、県立大学が当年度若しくは予算編成年度に管理可能な費用を表し、管理不能費用とは大学が当年度若しくは予算編成年度に管理不能な費用を表す。よって、この区分は県立大学の意思決定によって短期的に管理可能・不能の区分をしているが、県の意思決定によっては中長期的にまたは政策的に管理不能費用も管理可能となるものと考える。ここでは、県立大学が短期的に管理可能か否かによって行政コストを管理可能費用と管理不能費用に区分して把握を試みた。

ア. 管理不能費用

【管理不能費用の算定】 (単位：千円 表示単位未満切捨)

区分	秋田	本荘	短大	木高研	合計
I. 人にかかるコスト	1,082,974	1,143,949	676,492	198,840	3,102,257
II. ものにかかるコスト うち減価償却費	1,015,804	1,122,358	223,478	180,957	2,542,598
IV. その他 うち公債費	244,486	268,701	47,817	122,879	683,885
合計	2,343,265	2,535,010	947,788	502,677	6,328,741

上表の金額を管理不能費用とした理由は以下のとおりである。

- ① 「I. 人にかかるコスト」のうち主なものは常勤職員の人事費であり、現行の組織体系を前提とすると県立大学事務局においては変更不能のものであるため、便宜的に人にかかるコストすべてを管理不能費用とした。

- ② 「II. ものにかかるコスト」のうち減価償却費については、固定資産取得が当年度以前の過去の事象に起因するものであり、当年度に当該コストを削減することは不可能なため管理不能費用とした。
- ③ 「IV. その他」のうち公債費については、公債発行が前年度以前に行われるものであり、当年度に当該コストを削減することは不可能なため管理不能費用とした。

総行政コスト（8,496,442千円）のうち、管理不能費用が占める割合を示すと以下のとおりである。

$$\frac{\text{管理不能費用}}{\text{総行政コスト}} = \frac{6,328,741 \text{ 千円}}{8,496,442 \text{ 千円}} \times 100 = 74.49\%$$

このように、総行政コストの中で管理不能費用は約74%と大きな割合を占めている。

イ. 管理可能費用

【管理可能費用の算定】 (単位：千円 表示単位未満切捨)

区分	秋田	本荘	短大	木高研	合計
総行政コスト (A)	3,237,982	3,343,261	1,255,946	659,251	8,496,442
管理不能費用 (B)	2,343,265	2,535,010	947,788	502,677	6,328,741
管理可能費用((A)-(B))	894,717	808,251	308,158	156,573	2,167,700

管理可能費用は大学の事務局長が管理責任を負う性格の費用であり、コスト削減のための努力が求められる。これは、現状県の一組織である県立大学においても求められるものである。

ちなみに、地方独立行政法人の制度化が検討されているが、現行の独立行政法人を前提とした場合、大学長の責任においてより大学運営コスト削減が求められ、それが大学長の業績評価につながるような制度設計が想定される。

(2) 県民一人あたり行政コスト

県立大学の行政コストを、秋田県民が平成13年度においてどれだけ負担しているかを算出すると以下のとおりである。県民数は平成14年4月1日現在である（「秋田県の人口と世帯（推計）速報」より）。

$$\text{純行政コスト } 7,453,580 \text{ 千円} \div 1,176,753 \text{ 人} = 6.3 \text{ 千円}$$

よって、県民は平成13年度において一人あたり約6,300円の大学運営コ

ストを負担したといえる。

(3) 就業者一人あたり行政コスト

県民を就業者に限定し、県立大学の行政コストを、平成13年度においてどれだけ負担しているかを算出すると以下のとおりである（就業者の算出方法は県民×西暦2000年秋田県生産年齢人口割合(15～64歳人口)とした）。

$$\text{純行政コスト } 7,453,580 \text{ 千円} \div (1,176,753 \text{ 人} \times 62.7\%) = 10.1 \text{ 千円}$$

よって、平成13年度において、県内就業者は一人あたり約10,100円の大学運営コストを負担したことになる。

(4) 学生一人あたり行政コスト等

県立大学の学生一人あたりの行政コストは以下のとおりである。学生数は平成13年5月1日時点の学生数を用いた。また、学生がいない木高研は集計から除外した。

$$\text{純行政コスト } 6,823,025 \text{ 千円} \div 1,303 \text{ 人} = 5,236.40 \text{ 千円}$$

よって、学生一人に対し、平成13年度は約523万円大学運営のコストをかけたことが分かる。

また、キャンパスごとに区分して学生一人あたりの行政コスト、学生一人あたり管理可能費用及び学生一人あたり授業料等を算出すると以下のとおりとなる。

（金額単位：千円）

区分	秋田	本荘	短大	合計
純行政コスト	2,960,530	2,818,725	1,043,770	6,823,025
管理可能費用	894,717	808,251	308,158	2,011,127
授業料等	222,839	457,531	102,263	782,635
学生数（人）	351	731	221	1,303
学生一人あたり 純行政コスト	8,435	3,856	4,723	5,236
学生一人あたり 管理可能費用	2,549	1,106	1,394	1,543
学生一人あたり 授業料等（注2）	635	626	463	601

（注1）学生数は、研究生及び科目等履修生の人数を含んでいる。

（注2）学生一人あたり授業料等が秋田キャンパス・本荘キャンパスで異なるのは、授業料等のなかに入学金や検定料も含まれるからである。特に検定料は受

験者数によって金額が変わるものであり、学生数と比例しない。

(注3) 学生一人あたりの金額は表示単位未満四捨五入、それ以外の金額は表示単位未満切捨

キャンパスごとの純行政コストにおける管理可能費用の割合は上表のとおりであり、学生一人あたりの金額を算出しても授業料等より管理可能費用はかなりコストがかかっていることが分かる。ただし、秋田・本荘両キャンパスは平成11年4月に開学しており、平成13年度においては、3学年分の学生しか在籍していない。このため、4学年分の学生が揃った段階においては、学生一人あたり純行政コストや、学生一人あたり管理可能費用はさらに減少することが予想される。これは、秋田・本荘両キャンパスの支出予算規模が、平成14年度予算においては平成13年度と比較して、むしろ減少傾向にあるためである。

参考に、平成13年度の純行政コストを平成14年度の学生数で除することにより、学生一人あたり純行政コスト及び学生一人あたり管理可能費用を算定すると以下のとおりである(学生数は平成14年5月1日現在)。大学運営に約416万円のコストがかかると算定される。

(金額単位:千円)

区分	秋田	本荘	短大	合計
純行政コスト	2,960,530	2,818,725	1,043,770	6,823,025
管理可能費用	894,717	808,251	308,158	2,011,127
授業料等	222,839	457,531	102,263	782,635
学生数(人)	459	953	227	1,639
学生一人あたり 純行政コスト	6,450	2,958	4,598	4,163
学生一人あたり 管理可能費用	1,949	848	1,358	1,227

※ 学生一人あたりの金額は表示単位未満四捨五入、それ以外の金額は表示単位未満切捨

(5) 職員一人あたり行政コスト

県立大学の職員一人あたりの行政コストは以下のとおりである。

(金額単位：千円)

区分	秋田	本荘	短大	木高研	合計
純行政コスト	2,960,530	2,818,725	1,043,770	630,554	7,453,580
管理可能費用	894,618	808,263	308,159	156,575	2,167,700
職員数 (人)	教員のみ	79	101	30	11
	職員全体	106	121	58	19
職員一人当たり行政コスト	教員のみ	37,475	27,908	34,792	57,323
	職員全体	27,930	23,295	17,996	33,727
職員一人あたり管理可能費用	教員のみ	11,326	8,002	10,272	14,234
	職員全体	8,441	6,680	5,313	9,809

(注1) 職員の区分

教員…教員及び技術吏員

一般職員…事務吏員及びその他職員

また、職員数は常勤職員数とした。

(注2) 純行政コスト及び管理可能費用は表示単位未満切捨、職員一人あたりの金額は表示単位未満四捨五入とした。

参考として以下の大学の職員数と学生数を比較する。

県立大学の学生数と一般職員数の比較をすると以下のとおりであり、平成13年度は職員一人につき、学生が20名強いることになる。また、平成13年度は秋田・本荘両キャンパスには3学年しか学生が在籍しないため、4学年揃っている平成14年度の学生数と職員数との比較も行った（学生数及び職員数は学術振興課資料より。平成13年度及び平成14年度いずれも5月1日現在）。

	学生数(人)	職員数(人)	学生数/職員数(人)
平成13年度	1,303	63	20.7
平成14年度	1,639	65	25.2

※ 職員数は、秋田、本荘及び短大の合計。なお、木高研の職員及び短大の附属農場の現業職員は除いた。

※ 学生数は、研究生及び科目等履修生の人数を含んでいる。

ちなみに、他の公立大学や国立大学及び私立大学との比較をすると以下のとおりである。

【公立大学】 平成13年度 公立大学実態調査表（平成13年5月1日現在）より

学校名	学生数(人)	職員数(人)	学生数/職員数(人)
富山県立大学	869	33	26.3
福井県立大学	1,628	52	31.3

(注) 富山県立大学と福井県立大学を比較対象としたのは、地域性や学部の類似性等による。

【国立大学】 各大学ホームページより

学校名	学生数(人)	職員数(人)	学生数/職員数(人)	集計時点
一橋大学	6,300	171	36.84	H14.5.1
横浜国大	10,704	291	36.78	H14.5.1
弘前大学	7,236	309	23.41	H14.5.1
山形大学	9,436	494	19.10	H14.5.1
名古屋大学	16,593	919	18.06	H14.5.1
秋田大学	4,975	303	16.42	職員 H14.10.1 学生 H14.5.1
北海道大学	17,484	1,165	15.00	H14.5.1
東北大学	17,709	1,329	13.33	H14.5.1
筑波大学	13,858	1,177	11.77	H14.5.1

【私立大学】 各大学広報及びホームページより

学校名	学生数(人)	職員数(人)	学生数/職員数(人)	集計時点
早稲田大学	53,345	967	55.17	H13.4末現在
日本大学	100,154	1,947	51.44	H14.5現在
立命館大学	37,391	735	50.87	H14.5.1
上智大学	12,693	284	44.69	H14.4.1
慶應大学	53,381	2,068	25.81	H14.5.1

以上のように、私立大学と比較すると、職員一人あたり学生数は明らかに少なく、国立大学や公立大学と比較しても必ずしも県立大学は職員一人あたり

りの学生数が多いとはいえない。ただし、定員数の大小や学部の特性（文系学部・理系学部の別等）等の要因によるところがあり一概に比較はできない。また、職員一人あたり学生数の上昇はコスト削減をもたらす一方で、サービス水準の低下をもたらすおそれのあるものである。

しかし、県立大学はキャンパスが学部別に分かれ、かつ事務局がキャンパスごとに設置されており、性格上、職員数が多くなる傾向があるため、上述のマイナス面を考慮に入れつつも効率化を検討する必要があるものと考える。人件費は上述（1）のとおり、短期的には県立大学事務局長が管理できない管理不能費用であるが、中長期的には、現在各キャンパスに分かれている事務局の統合及び事務処理の効率化等を進めることによって職員数の削減を図ることも検討の余地があると考えられる。

（6）負債利子と行政コストとの関係

大学が負担すべき負債利子である公債利子が行政コストにおいてどれだけの割合を占めているのか算出した。

$$\text{公債費 } 683,885 \text{ 千円} \div \text{総行政コスト } 8,496,442 \text{ 千円} = 8.05\%$$

このように、公債利子は総行政コストのうち 8.05% を占めているが、本質的に過去の資金調達手段のパフォーマンスに依存する管理不能費用である。

（7）減価償却費と行政コストとの関係

大学が発生コストとして負っている減価償却費が行政コストにおいてどれだけの割合を占めているのか算出した。

$$\text{減価償却費 } 2,542,598 \text{ 千円} \div \text{総行政コスト } 8,496,442 \text{ 千円} = 29.9\%$$

このように減価償却費は行政コスト総額の 29.9% を占めている。これも（6）の負債利子と同様管理不能費用である。ただし、中長期的には設備投資額の多寡によりある程度の管理が可能となるものである。

（8）地方交付税交付金と行政コスト等との関係

国からの地方交付税額の算定にあたっては、県立大学の学生数を基準として、一定額が地方交付税算出の基礎となる基準財政需要額に算入される。地方交付税は県に一括して交付される一般財源であり、県立大学のための特定財源ではないが、参考として、基準財政需要額への算入額を挙げる。

県立大学にかかる基準財政需要額への算入額は、平成 13 年度において

1,972,280 千円となっている。よって、当該金額と県立大学の総行政コストとを比較すると以下のとおりとなる。

$$\begin{aligned} \text{地方交付税（基準財政需要額算入額）} & 1,972,280 \text{ 千円} \\ \div \text{県立大学の総行政コスト} & 8,496,442 \text{ 千円} = 23.2\% \end{aligned}$$

次に、県立大学の総行政コストから地方交付税算入額を控除した金額（総行政コスト - 地方交付税交付金）と県の使用料・手数料等とを比較する。

（総行政コスト - 地方交付税交付金）と使用料・手数料等の比率は、県が負担しているコストと自己収入の比率と言い換えることができる。これは、使用料・手数料等はその大半が授業料等であるためである。なお、短大における農産物売却収入についても、自己収入としての性格を有するものとして含めている。

$$\begin{aligned} (\text{総行政コスト} 8,496,442 \text{ 千円} - \text{地方交付税} 1,972,280 \text{ 千円}) \\ : \text{使用料・手数料等} 1,010,462 \text{ 千円} \\ = \text{県が実質的に負担しているコスト} 6,524,162 \text{ 千円} \\ : \text{自己収入} 1,010,462 \text{ 千円} \\ = 6.5 : 1 \end{aligned}$$

このように、自己収入に対して、約 6.5 倍ものコストが県立大学運営にかかっていることが分かる。

第3 個別事項

1. 収入関係

(1) 事務の効率化による誤処理の再発防止について

大学内では総合的な情報ネットワークシステムが存在し、各種の機械化・効率化が進められているが、その反面、手作業による事務処理が多く残っている。例えば授業料の調定票について手作業で入力しており、住所変更等があった場合においても、学生課からの書面の報告に基づき、手作業で調定票の修正を行っている。平成 13 年度の在学生は 1,000 人を超え、今後大学院開校により学生数はさらに増加することが予定されている。

膨大な手作業による事務処理に忙殺され、適切なチェック機能を欠いてしまうリスク（※参照）を防止するため、以下の効率化を提案する。

① 情報技術を利用する

- ・ 調定票に入力する在学生の氏名・住所について、学務システムからのデータ転送または他の効率的なシステムの利用を検討する。
- ・ 調定票に入力する金額について、現在は約 1,000 人以上について個別に入力する必要がある。授業料のように同額のデータを大量に入力するものについて、効率的な方法が無いかを検討する。
- ・ いずれも、費用がかかると考えられるが、今後の学生数増加に対応して、費用対効果の検討をする価値があると考えられる。

② 情報の共有化体制の整備・充実

現在、秋田キャンパスと本荘キャンパスにおいて合同ミーティングが開催されている。このミーティングにて、各キャンパス共通の検討事項を協議し、情報を共有することが望ましい。事務処理の効率化、正確性の確保の観点から、同一大学内では同一事務を実施すべきである。従って、短大及び木高研も参加することが望ましい。

③ 在学生への事前情報の提供

現在、授業料の改定について、大学からの事前通知は行われておらず、大学後援会からの「後援会便り」による情報提供が行われているだけである。在学生及び学内事務担当者に周知・徹底させることが望ましいと思われることから、納入通知書に、授業料等に関する改定情報を記載するとともに、「後援会便り」とは別に、正式に「授業料改定」を告知することを検討することが望ましい。

※ 授業料にかかる誤徴収（本荘キャンパス）

本荘キャンパスにおいて、平成 14 年 4 月徴収分における授業料の単価改定に絡み、改定前の単価により算定された授業料を学生に通知し徴収するという誤処理が発生した。当該事実は、平成 14 年 7 月に本荘キャンパス内部で発見され、新聞報道においても大きく取り上げられたところであるが、平成 14 年 11 月の監査実施時においては、差額の 8,586 千円を後期授業料と併せて追加徴収する等、修正処理は実施済みであった。

【誤徴収額】

対象学生数	誤徴収金額	正しい金額	差額（追加徴収額）
954 人	228,387 千円	236,973 千円	8,586 千円

本件について、県は、上席者による確認決裁の形骸化及び担当者の授

業料改定についての認識不足がその主因であるとし、再発防止策として、調定票決裁時に単価表の添付を義務付けることとしたとしている。今後、適切な事務の執行を求めるものである。

(2) 米の販売代金の長期未精算について（短大）

平成 13 年度の米の販売実績は以下のとおりである。

【米の販売実績：平成 13 年度】

区分	金額 (千円)	数量 (kg)	仮渡金 (@60kg)
あきたこまち	27,262	124,505	13,138
ひとめぼれ	1,368	6,656	12,338
めんこいな	190	965	11,838
合計	28,822	132,126	—

米の販売は、仮渡金単価を基に計算され、後日、確定金額にて再計算され精算が行われるが、この精算が長期間に渡る。平成 13 年度分にかかる仮渡金の精算も、平成 14 年度監査期間中において最終的に確定していない。

一方、平成 13 年度に実施された仮渡金の精算金として入金し、雑入に計上されているものが約 6 百万円あり、その内訳は以下のとおりである。

【平成 13 年度中の精算金の内訳】

(単位：千円)

内 容	金 額
平成 12 年精算追加支払（安定出荷協力金）	2,678
10 年産自主流通米もち米	
9 年産こまち（最終精算）※	500
12 年産米屑米中間精算	1,000
12 年産米屑米精算金・高品質米加算金	667
12 年産米屑米追加精算・12 年産追加精算	686
12 年産米自主流通米追加精算	1,070
合 計	6,603

※のように、平成 9 年度の最終精算が平成 13 年度に実施されており、最終精算までに 4 年間経過している。

現在、短大では、未精算の債権残高を管理台帳などで把握しておらず、短大の直接の販売先である大潟カントリーエレベータ公社からの精算書を

もってその都度の精算を行っている。

一般的に、仮単価による販売は早急に精算されるべきである。やむを得ず未精算のまま年度を越える場合は、その未精算の残高（金額・数量など）を適切に管理する必要がある。その理由は将来においてマイナス精算のリスクなどが考えられるからである。

将来的に、未精算の債権残高を何らかの方法で把握・管理する必要があると考えられる。

<仮渡金販売について>

現在、米の販売価格は自主流通米の仮渡金を根拠に算定されている。短大の販売先である大潟カントリーエレベータ公社が、短大以外の他の生産者との間で共同計算を行い、年度の米がすべて登録卸売業者に出荷・販売された時点で、短大の仮渡金が確定金額に精算されることになっている。

したがって、当該年度の米が完売するまでは、数年に渡って精算が続くことになり、販売年度もしくは翌年度においては最終精算未了となっている。

2. 支出関係

(1) 各種人件費の単価について

ア. 臨時の任用職員にかかる賃金単価について

臨時の任用職員にかかる賃金単価については、「臨時の任用職員の職種別基本賃金基準について」にて以下のとおり定められている。

職種	基準額（単位：円）	
一般事務補助	標準額	5,710
	最高額	7,240
その他の職員		予算内

その他の職員の賃金について、各キャンパスでは、適切な上長の承認のもとに予算内の基準額を用いている。しかしながら、基準単価の設定について、業務に対応する単価表などの基準が設定されていないため、同一作業であってもキャンパスによって異なる賃金が用いられる可能性がある。

各キャンパス間で不公平・不利益が発生しないように統一した運用指針を作成し、これに基づいた単価を用いることが望ましい。

イ. 非常勤講師に対する報償費について

各キャンパスにて異なる報償費単価を使用しており、概況は以下のとおりである。

区分	秋田	本荘	短大	木高研
計上根拠	「非常勤講師の取り扱いについて (平成12年度から適用)」		規程なし	
報償費単価	1コマ当たり （2時間） —教授：¥12,000 —助教授：¥10,000 —講師：¥8,000	1時間当たり ：¥5,000		

報償費は当該研究を遂行するための専門的知識の提供・資料整理他、内容が多岐にわたるため、一律に定められた単価表は現在では存在しない。算出にあたっては常識の範囲を超えない妥当な根拠（秋田・本荘キャンパスにある基準単価表など）に基づく積算で行われる性質のものである。

しかしながら、短大・木高研では、慣行に基づく単価 5,000 円が適用されており、基準単価表が存在しない。

非常勤講師に対する報償という同一の行為に対する単価については、同一大学内の統一した基準単価を設けることが妥当である。

（2）委託料関係

ア. 県立大学及び職員公舎エレベータ保守点検業務委託契約について

県立大学及び職員公舎エレベータ保守点検業務委託契約は、エレベータ製造メーカーまたはその系列保守点検業社と随意契約を行っているが、現在では当該随意契約に合理的な理由を見出すことができないため、より競争的で経済的な結果をもたらす契約方法（指名競争入札等）に変更する必要がある。

（i）県が設定した随意契約理由について

- ① 当該業務は「業務内容が特殊であり専門的技術を要する」こと。
- ② 「緊急時の修理、部品の調達等を考慮」したこと。
- ③ 遠隔監視装置に基づいて業務を行っていること。

（ii）随意契約理由の合理性について

- ① エレベータ保守点検業務委託契約は、確かに専門的な技術を要するが、エレベータ製造メーカー及びその系列会社以外に当該業務を